

監査公表第 2 号

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき実施した、福祉保健部に係る定期監査の結果を同条第 9 項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成 31 年 1 月 31 日

| | | | |
|---------|---|---|----|
| 敦賀市監査委員 | 安 | 久 | 彰 |
| 同 | 中 | 村 | 淳 |
| 同 | 山 | 崎 | 法子 |

平成30年度福祉保健部に係る定期監査結果報告

1 監査の実施日

平成30年9月26日（水）、27日（木）

2 監査の対象

福祉保健部

地域福祉課（三島会館、福祉総合センター、子ども発達支援センター）、健康推進課（健康づくり推進室、健康センター、休日急患センター）、児童家庭課（子育て総合支援センター（栗野子育て支援センター）、保育園・児童館、児童クラブ、児童文化センター、児童センター）、国保年金課（診療所）、長寿健康課（地域包括支援センター）（以下「各課等」という。）に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理状況

3 監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた調書及び関係諸帳簿を照合し、必要に応じ関係職員の説明を聴取して、財務及び事務事業の執行管理が適正に行われているか否かについて確認を行った。

4 監査の結果

各課等における予算の執行及び事務処理は、おおむね適正に行われているものと認められたが、次の事項については、引続き必要な措置を講じられたい。

(1) 各種補助金等について

補助金等については、交付団体の活動内容を把握し、実績報告書提出の際には記載内容を十分確認し、適正な補助金の支出となるよう指導をしていただきたい。特に社会福祉法人については、制度の改正を踏まえた指導をお願いしたい。

(2) 医療費等の適正化について

高齢者を含む生き生きとした市民の健康づくり、予防接種、人間ドック等の事業を継続するとともに、ジェネリック医薬品の普及促進等に引き続き努め、多角的に医療費等の適正化に取り組んでいただきたい。

(3) 児童文化センター（プラネタリウム）の運営について

プラネタリウム利用者の継続的な確保に向けて、企画内容や上映・周知方法に更なる工夫を凝らし、潜在利用者の掘り起こしに努めていただきたい。

